



令和6年12月20日

航空局航空ネットワーク企画課

## 熊本国際空港(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

空港法第15条に規定する指定空港機能施設事業者である熊本国際空港株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第16条に基づき、本日(12月20日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 熊本空港
2. 申請者 熊本国際空港株式会社
3. 料金の上限

〈国内線〉(消費税込)

大人320円(満12歳以上)、小人160円(満3歳以上12歳未満※)

※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

〈国際線〉(消費税込)

大人1,900円(満12歳以上)、小人950円(満2歳以上12歳未満※)

※満2歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

#### 4. その他

- ・料金の徴収開始時期: 2025年3月30日以降の発券、搭乗分から
- ・料金の徴収方法: 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

03-5253-8111 丸山(内線 49-114)、岡田(内線 49-174)

03-5253-8715(直通)